

論壇

給与所得に係る源泉徴収制度の運営面の急所
―第二次世界大戦直後の改正より―



小宮山 隆
【杉並】

1. はじめに

日本税理士会連合会税制審議会が「源泉徴収制度のあり方について」（令和2年12月7日）を答申している。答申は、①源泉徴収義務者の事務負担を軽減する、②源泉徴収制度の簡素化を図る、③源泉徴収対象所得の範囲を明確化する、④給与所得者が望まない個人情報提供を除外して年末調整を行う、⑤源泉徴収税額の計算方法を簡素化する等を提言している。

2. 第二次世界大戦直後の税制改正と源泉徴収制度の執行

(1) 昭和22年のシャベル勧告による根本的税制改正
昭和22年のGHQ司令部「シャベル勧告」（昭和21年11月16日）に基づく根本的税制改正（昭和22・3・31法律27号）は、終戦以来懸案となっていた所得税法改組の断行である。その主要な項目は、(1)分類所得税及び総合所得税の両建による課税の廃止（総合課税一本建による課税制度に改める）、(2)総合課税の充実強化（一時所得に対する課税の第一歩）、(3)予算申告納税制度の採用（予算課税制

この答申作成過程において、事業者の団体の賛成は得られたものの、学者から過誤納の是正方法（確定申告による是正）について理論面や整合性面の指摘があり、またマスキ関係者から従業員側の事務負担増（確定申告手続増）について慎重意見があり、修正した¹⁾ところである。

所得軽減を図った。これらの改正に伴い、給与所得の源泉徴収について、比例税率から累進税率に変わり計算が複雑になるので、それに代る得る源泉徴収税額表の作成が試みられたけれども如何様にして源泉徴収税額累計額と正當なその年の所得税額との過不足額が生じる。これを何らかの仕組みで精算しなければならぬ。

そこで、主税局は、この精算について、非常にトラブルが起るから総合所得税（超過累進税率）一本やりにするか、反対して「難しい問題ではない」として司令部に押し切られた⁴⁾。結局、源泉徴収税額の過不足額精算（国の徴税事務）は、年末調整として、源泉徴収義務者（支払者）に配分（強制的委任）された。

次に、後者(B)の方法は、国税庁が発行していないにしても、財務局とその下の税務署が過不足額精算業務を引き受けるのが本筋ではない⁵⁾。しかし、申告納税制度に職員も納税者も慣れていなかったことや、納税者の過少申告・無申告が相次ぎ更正・決定を行う状態であることに加え、経験の浅い未熟な職員や復員職員を新しい税務行政に立ち向かわせることを考え、給与所得者自身が確定申告により過不足額を清算する方法を採用しなかつたのであろう。

次に、付録DのC「所得税および法人税の執行面における手続的措置」の2「源泉徴収」のb「勧告する改正」において、(1)雇用主に、被用者に給与を支払

方法であり、給与所得に係る源泉徴収制度が創設された昭和15年度所得税改正（昭和15・3・29法律24号）以来、支払者の納付について、徴収経費補償の徴収交付金が交付されていた⁵⁾ので、それに年末調整経費補償を追加するだけのことである。しかし、交付金そのものが廃止された。多額の歳入不足の中、徴収経費節約や行政事務の効率化を優先したのであろう。

部改正であるが、言うまでもなく大改正である。わが国税制史上特筆に値する大規模な減税を伴う税制改正であるが、その原因は歳入を租税収入に求めて来たことと物価暴騰に応じて税率等を調整できなかったことにある⁷⁾。

面では、(2)実際に源泉徴収されているかどうか調査すべきである、(3)源泉徴収税額を即時納付したか調査すべきで、雇用主には納付した領収書を営業所に掲示させる、(4)年末調整額を最少限度に止めるべきだが、源泉徴収税額はや

これらうち(5)にあつては「年末調整は雇用主が処理して、大部分の被用者は税務署と全然接触がない。今のところ、税務署の重荷が大いなのでこの調整は雇用主が引続いて実施しなければならぬ。しかし、税務署にこの手続を移管することが可能となる限り可及的速やかに移管すべきである」と説いている。

3. まとめ

居住者の給与所得に係る源泉徴収制度における役割分配について考える際には、給与所得に係る源泉徴収（第四編第二章）に規定されている(1)源泉徴収義務及び徴収税額（所法183～189）、(2)年末調整（所法190～193）及び(3)給与所得者の源泉徴収に関する申告（所法194～197）

朝日新聞の1ヵ月購読料は8円であった。⁶⁾終戦当時の財務局は8か所、定員1559人、税務署は374署で定員17859人であった。昭和23年11月には財務局3889人、税務署69718人と激増したが、これはインフレ利得者等の所得の徹底的な捕そく追及と増大した滞納整理を目的としたものであり、漸次解消された（「国税庁三十年史」国税庁（昭和54年）p20～22、27～28参照）。

9 年末調整のあり方について、佐藤英明「日本における源泉徴収制度」税研2010・9、野一色直人「給与に対する源泉徴収の現状とあり方」税研2020・1など、改めるよう求める意見が多い。

このうち(3)は、所得発生

この決定をするまでの間に、(A)支払者が要する義務遂行経費（納付に係る経費）補償交付金を交付する方法、(B)源泉徴収の過不足精算は年末調整ではなく確定申告で行う方法（税務署が増加税事務を消化する方法）も検討されたと思う。

昭和25年のシャベル勧告（昭和24年9月15日発表）に基づく根本的税制改正（昭和25・3・31法律71号）は、昭和22年所得税法の一

昭和25年のシャベル勧告（昭和24年9月15日発表）に基づく根本的税制改正（昭和25・3・31法律71号）は、昭和22年所得税法の一

昭和25年のシャベル勧告（昭和24年9月15日発表）に基づく根本的税制改正（昭和25・3・31法律71号）は、昭和22年所得税法の一

昭和25年のシャベル勧告（昭和24年9月15日発表）に基づく根本的税制改正（昭和25・3・31法律71号）は、昭和22年所得税法の一

昭和25年のシャベル勧告（昭和24年9月15日発表）に基づく根本的税制改正（昭和25・3・31法律71号）は、昭和22年所得税法の一

昭和25年のシャベル勧告（昭和24年9月15日発表）に基づく根本的税制改正（昭和25・3・31法律71号）は、昭和22年所得税法の一